

賃金等の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

（賃金等の変動に基づく契約金額の変更）

- 第 1 条 委託者又は受託者は、履行期間内で履行期間開始の日から 12 月を経過した後に、賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前未履行分契約金額（契約金額（単価で定めた部分を除く。）から基準日における既履行部分に相当する額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後未履行分契約金額（直接人件費及び物品費に相当する額を、変動後の賃金又は物価を基礎として算出した当該額に置き換えた変動前未履行分契約金額に相当する額をいう。ただし、特記仕様書に想定率の定めがある場合は、当該想定率による変動を除く。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前未履行分契約金額の 100 分の 1 を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。
- 3 単価で定めた部分については、前項の規定にかかわらず、特記仕様書に定めるところにより単価を変更する。
- 4 変更額及び変更後の単価は、履行期間開始の日から 12 月を経過した日及びその後 12 月ごとの日（以下「基準日」という。）を基準とし、直前の基準日（最初の基準日にあつては履行期間開始の日）からの特記仕様書に定める指標の変動率に基づき委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、委託者が定め、受託者に通知する。
- 5 第 1 項の規定による請求は、各基準日以後に行うことができる。直前の基準日において請求がなかった場合又は変更額がなかった場合も、変動率の算定の起点は直前の基準日とする。
- 6 第 4 項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第 1 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。
- 7 この条の規定による契約金額の変更は、委託者の予算の範囲内で行うものとする。
- 8 この条の規定は、業務内容又は履行方法の変更その他賃金水準又は物価水準の変動以外の事由による契約金額の変更を妨げない。当該変更により直接人件費又は物品費の額が変更されたときは、その後の基準日における第 2 項の算定は、変更後の額により行う。

（賃金水準の確保）

- 第 2 条 受託者は、前条の規定により賃金水準の変動を理由として契約金額が増額されたときは、本業務に従事する労働者の賃金水準の引上げに努めなければならない。
- 2 受託者は、委託者から求めがあったときは、前項の取組状況を報告しなければならない。